

議第 33 号

下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬  
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

議会選出監査委員を選任しないこととし、監査委員の報酬を改めるため、当該条例の  
一部を改正するもの。

# 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市監査委員条例の一部改正)

第1条 下呂市監査委員条例（平成16年下呂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(議員のうちから選任する監査委員)</u></p> <p>第2条 監査委員は、議員のうちから選任しない。</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第4条～第11条 (略)</p>

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年下呂市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前											
別表(第2条、第5条関係)					別表(第2条、第5条関係)											
区分		報酬			費用弁償		区分		報酬			費用弁償				
					市内(1日につき)	市外						市内(1日につき)	市外			
教育委員会委員の項～選挙管理委員会委員の部(略)					片道2キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。	下呂市職員等の旅費に関する条例(平成16年下呂市条例第51号)における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、国内旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。	教育委員会委員の項～選挙管理委員会委員の部(略)					片道2キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。	下呂市職員等の旅費に関する条例(平成16年下呂市条例第51号)における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、国内旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。			
監査委員	代表	日額	15,000円	10,000円	8,000円	監査委員					識見を有する者	日額	10,000円	議会選出	日額	8,000円
	代表以外の識見を有する者	日額	13,000円													
固定資産評価審査委員会委員の部～スポーツ推進委員の部(略)					市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定	固定資産評価審査委員会委員の部～スポーツ推進委員の部(略)					市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定			
介護認定調査員の項～安心安全専門員の項(略)					市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定	介護認定調査員の項～安心安全専門員の項(略)					市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定			
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2		市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定			権者と協議して定める額		地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2		市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定			権者と協議して定める額				

改正後			改正前		
号及び第3号に該当する 職にある者のうち、前各号 に該当しないもの	める額		号及び第3号に該当する 職にある者のうち、前各号 に該当しないもの	める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する議員のうちから選任された監査委員は、その監査委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に在職する監査委員の報酬は、その監査委員としての任期中に限り、なお従前の例により支給するものとする。

## 【参考資料】

# 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

監査制度の充実強化を一つの趣旨として、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正が行われ、その一部が平成30年4月1日に施行されました。これまで市の監査委員2人のうち、1人は議員のうちから選任しなければならないとされていましたが、この改正により、条例で議員のうちから選任しないことができるとする規定が新たに設けられました。この法改正の趣旨を踏まえ、議員のうちから監査委員を選任しないこととし、議会の監視機能と監査の役割を明確にするとともに、監査の実効性、独立性及び専門性を高めるため、また、この改正に併せて監査委員の報酬額を改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

### （1） 下呂市監査委員条例の一部改正（第1条による改正）

① 監査委員は、議員のうちから選任しない旨を規定します。

（第2条関係）

② 地方自治法の改正に伴う引用条文を改めます。

（第4条関係）

### （2） 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条による改正）

代表監査委員の報酬を日額15,000円に、識見を有する者の監査委員の報酬を日額13,000円と規定し、議会選出監査委員の報酬の規定を削ります。

（別表関係）

（3） この条例は、令和2年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

（4） この条例の施行の際現に在職する議会選出監査委員は、その監査委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとします。

（附則第2項関係）

(5) この条例の施行の際現に在職する監査委員の報酬は、その任期中に限り、なお従前の例により支給するものとします。

(附則第3項関係)